

島サ対乙第255号

令和4年10月3日

| | |
|------|----|
| 保存期間 | 5年 |
|------|----|

各所属長 殿

島根県警察本部長

島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（通達）

島根県警察サイバー防犯ボランティアについては、島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（令和3年12月27日島生環乙第557号ほか本部長通達。以下、「旧通達」という。）により運用しているところであるが、同ボランティアの活動をより効果的なものとするため、同要綱を全部改正し、令和4年10月3日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、サイバー空間における安全と平穏の確保に資するため、島根県警察サイバー防犯ボランティア（以下「ボランティア」という。）の設置及び運用について必要な事項について定めるものとする。

第2 委嘱要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当し、適任と認められる者を、警察署長又は生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「警察署長等」という。）からの推薦に基づき、ボランティアに委嘱するものとする。

- (1) 島根県内に居住又は島根県内の学校、企業に通学若しくは通勤する者
- (2) サイバー犯罪の防止に関心を持ち、熱意を有する者
- (3) 警察本部等における研修会に参加することができる者
- (4) 委嘱期間を通じて活動することができる者

第3 委嘱手続

- 1 ボランティアの委嘱は、警察署長等からの島根県警察サイバー防犯ボランティア推薦書（様式第1号）による推薦に基づき、委嘱状（様式第2号）により本部長が行うものとする。
- 2 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、委嘱したボランティアを島根県警察サイバー防犯ボランティア名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。
- 3 ボランティアの委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、第2に規定する委嘱要件を満たしたうえで、ボランティアが委嘱期間の延長を希望する場合、翌年度の末日まで延長できるものとする。

第4 委嘱事項

本部長がボランティアに対して委嘱する事項は、次のとおりとする。

- (1) サイバー空間の浄化活動（サイバーパトロール）
- (2) サイバー空間における犯罪被害抑止のための広報啓発活動
- (3) サイバー空間における犯罪被害抑止のための教育活動

第5 指導事項

サイバー犯罪対策課長は、ボランティアに対して次に掲げる事項を指導するものとする。

- 1 委嘱期間中及び解嘱後においても、その活動に関して知り得た事項をみだりに第三者に漏らさないこと。
- 2 ボランティア相互のプライバシーに関する情報の取扱いについて十分に配慮すること。

第6 解嘱要件

本部長は、ボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、これを

解嘱するものとする。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障が生じ、又はこれに堪えることができないと認められるとき。
- (2) ボランティアとして相応しくない非行があったとき。
- (3) ボランティアから辞任の申出があったとき。
- (4) その他ボランティアとしての活動を継続していくことに適さない理由があると認められるとき。

第7 解嘱手続

- 1 ボランティアの解嘱は、警察署長等からの解嘱申請書（様式4号）による申請に基づき、解嘱通知書（様式第5号）により本部長が行うものとする。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、ボランティアの解嘱が行われたときは、速やかに名簿の整理を行うものとする。

第8 運用上の留意事項

- 1 警察署長等は、ボランティアの運用に当たり、過度の負担を強いることがないように配慮するとともに、ボランティアと積極的に情報交換を行うなど、緊密な連携に努めなければならない。
- 2 本要綱の運用に当たっては、ボランティア個人のプライバシーなどに関する情報の取扱いに慎重を期し、その秘匿を徹底しなければならない。

第9 事務

ボランティアの運用に関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

様式 [略]